

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

◎大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後					改正前				
第5章 手数料等					第5章 手数料等				
（一般廃棄物処理手数料）					（一般廃棄物処理手数料）				
第30条 本市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次の表に定める手数料を徴収する。					第30条 本市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次の表に定める手数料を徴収する。				
種別	取扱区分		単位	手数料	種別	取扱区分		単位	手数料
一般廃棄物（し尿、家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。）で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器	1月以上継続するもの	毎日（収集を行う日に限る。）収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日（当該施設を供用する日に限る。）輸送するもので1	10キログラムまでごとに	<u>270円</u>	一般廃棄物（し尿、家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。）で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器	1月以上継続するもの	毎日（収集を行う日に限る。）収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日（当該施設を供用する日に限る。）輸送するもので1	10キログラムまでごとに	<u>240円</u>

廃棄物を除く。)	日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理		
	1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	<u>210円</u>
	臨時の処理	50キログラムまでごとに	<u>1,350円</u>
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分	10キログラムまでごとに	<u>90円</u>

2-3 (略)

(告示産業廃棄物の処分費用)

廃棄物を除く。)	日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理		
	1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	<u>180円</u>
	臨時の処理	50キログラムまでごとに	<u>1,200円</u>
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分	10キログラムまでごとに	<u>58円</u>

2-3 (略)

(告示産業廃棄物の処分費用)

第33条 本市が告示産業廃棄物の処分を行う際には、10キログラムまでごとに90円を徴収する。

2 (略)

第33条 本市が告示産業廃棄物の処分を行う際には、10キログラムまでごとに58円の範囲内で市規則で定める費用を徴収する。

2 (略)